

東京海区漁業調整委員会

資源管理指針・資源管理計画作成要領第 2 の 3 の (2) の規定に基づき、東京都資源管理指針の一部改正について、貴委員会の意見を求めます。

令和 3 年 6 月 1 4 日

東京都知事 小 池 百 合 子

(公 印 省 略)

東京都資源管理指針（改正案）

平成 23 年 3 月 31 日 策定
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 東京都の漁業について

東京都の漁業は、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島・火山列島など、南北 2 千キロにわたる広大な海域で操業されている。

沿岸漁業は、伊豆諸島及び小笠原諸島近海を漁場とする島しょ漁業と東京湾を漁場とする内湾漁業から形成されている。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備のため埋立てが進められ、さらに大型船の航行等により漁場は狭められ、過密化し、漁業を取り巻く諸条件は必ずしも良くない。しかし、近年水質環境は改善され、水産資源も回復しつつあり、自由漁業により、すずき、あなご、あさり等を対象とした漁業が行われている。

一方、島しょ地域は、外海孤立型の離島であるため、地形の険しさや季節風等自然条件が厳しいものの、漁業は各島の基幹産業となっており、地域活性化の鍵を大きく握っている。

いせえび、てんぐさ、かつお、あかいか、たかべ、きんめだい、かじき類等多様な魚種を対象とした採介藻漁業、底魚一本釣り漁業、ひき縄漁業、立て縄漁業、建切網漁業、棒受網漁業等を組み合わせ周年を通して操業を行っている。

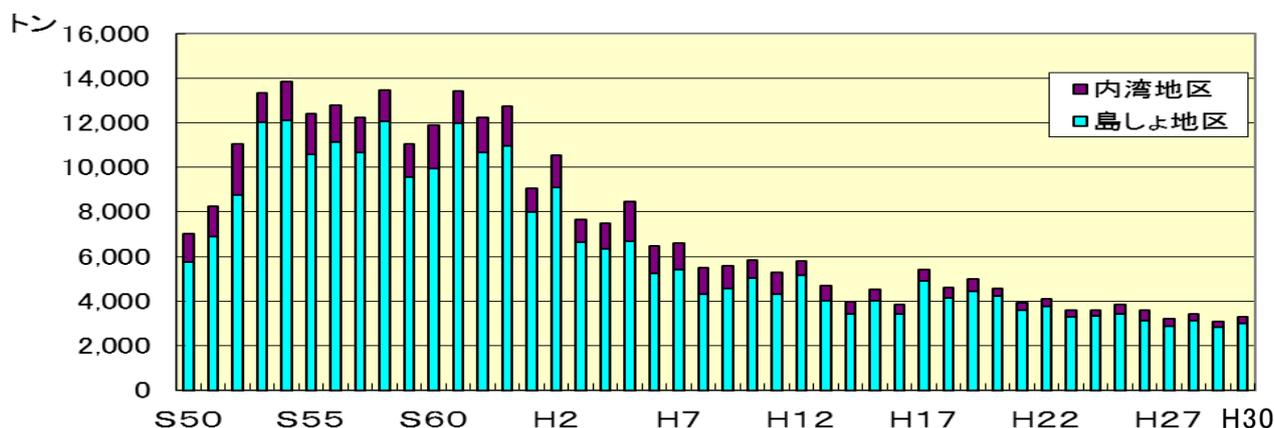
特に伊豆諸島海域は、黒潮の流路にあたることから多種の魚介類が生息し、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成しており、これらの漁業者にとっては非常に重要な漁場となっている。

漁業生産量は昭和 60 年代の 1 万 3,000 トン、70 億円をピークに減少していたが、近年は、生産量 3,000～**4,000 トン**、生産額 30～40 億円で推移している。

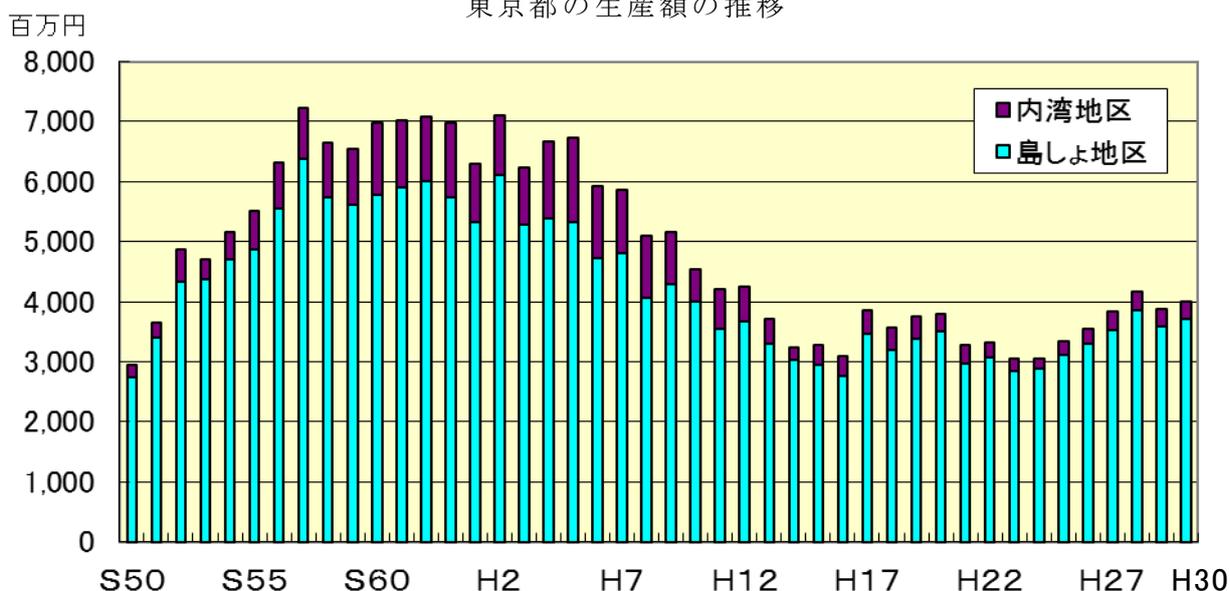
漁業生産の主力は島しょ漁業である。

このように沿岸漁業は、島しょ地域の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割も担っている。

東京都の生産量の推移



東京都の生産額の推移



2. 資源管理の実態

東京都の沿岸漁業では、古くからイセエビ、貝類、藻類といった磯根資源を対象とした採介藻漁業が盛んに行われており、これらの資源を対象に、禁漁期の設定、漁獲物の体長制限、禁漁区の設定等、自主的な資源管理が実施されてきた。

平成6年からは、資源管理型漁業総合対策事業により本格的な資源管理計画を策定し、資源管理に取り組んできた。

また、TAC制度の下で、平成9年からは、まさば・ごまさばを対象とした漁獲量管理を、平成13年からは、はまとびうおを対象とした漁獲量管理を実施してきた。

さらに、平成7年からは、きんめだいを対象とした資源管理計画を策定し資源管理に取り組むとともに、平成19年に公表された「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」にも参加し、千葉、神奈川、静岡各県の漁業者と連携した、資源管理を実施した。当該回復計画は平成23年度で終了したが、その後も関係都県の関係者による協議は継続しており、連携した資源管理に取り組んでいる。

3. 資源管理の方向性

東京都では、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理措置を講じてきたところである。この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

今後とも持続的生産を図るためには、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

このようなことから、東京都では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでの取り組みも含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取り組みを促進することにより、水産資源の維持・回復を促進するものとする。

また、東京都の重要な海洋生物資源については、従来から資源状況の把握に努め、その結果に基づく資源管理措置を行ってきたところであるが、今後は減少が大きいと認められる資源、東京都の漁業上重要な資源等について、より適切な資源の保存管理を図り、具体的な管理方策を検討するため、資源調査の充実に努めることとする。

なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

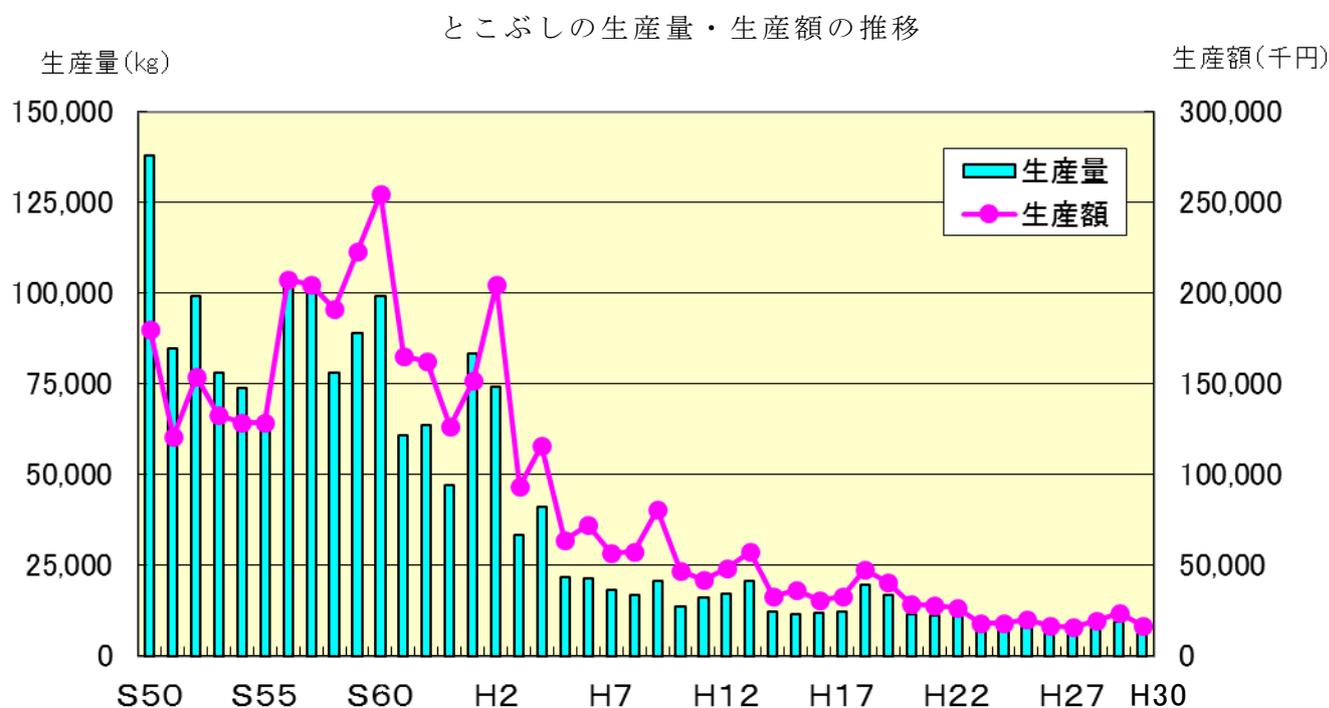
1. とこぶし

(1) 資源及び漁業の状況

とこぶしは、伊豆諸島の大島から八丈島までの各地区の磯根資源の中で重要な位置を占め、第1種共同漁業権に基づき、採介藻漁業で漁獲されている。

生産量は、昭和50年代には80～130トンであったものが、平成3年頃から減少をはじめ、平成27年には6トンまで減少しており、その後は7トンから9トン前後で推移し、資源も大きく減少しているものと推測される。

この減少したとこぶし資源を保護・増産するため、平成5年度より東京都栽培漁業センターから種苗を購入し、放流事業を実施している。



(2) 資源管理目標

減少した資源を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置

①採貝漁業

漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 禁漁期間の設定
- 殻長制限

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している禁漁区域の設定、種苗放流の実施、漁場の造成等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

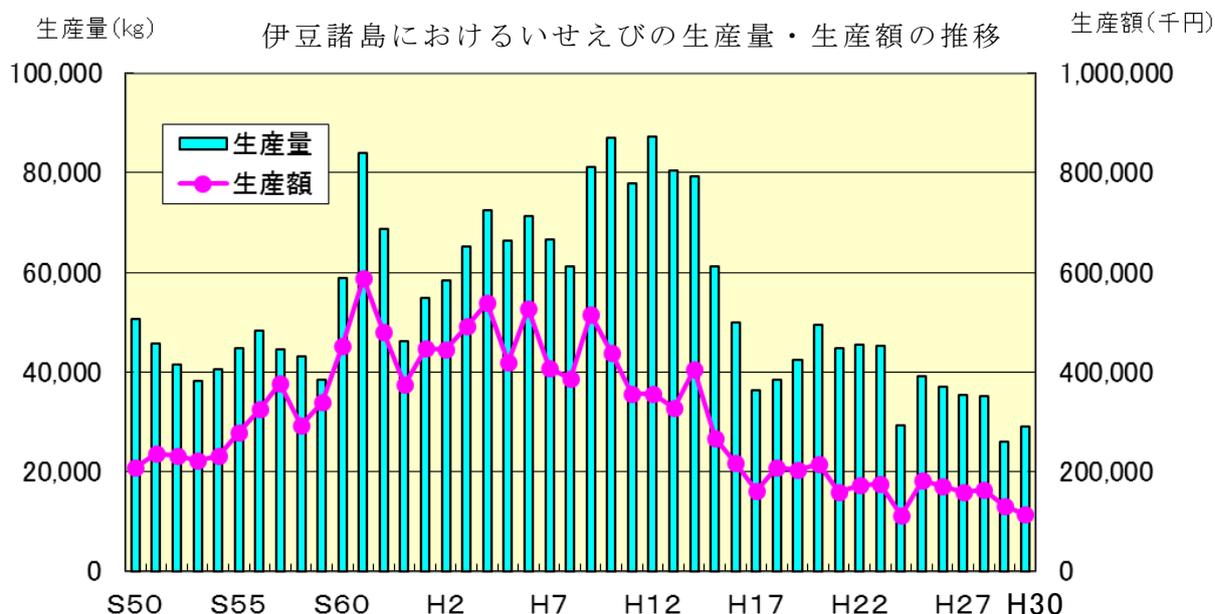
2. いせえび

(1) 資源及び漁業の状況

いせえびは、伊豆諸島においては、大島から三宅島までの各地区の磯根資源の中で重要な位置を占め、第1種共同漁業権に基づき、いせえび刺網漁業で漁獲されている。特に季節風が強く吹く冬季の収入源として依存度の高い魚種である。

生産量は、昭和40～60年代には40～50トンであったが、平成に入ると60～90トンと増加し、近年は20～40トン台で推移している。

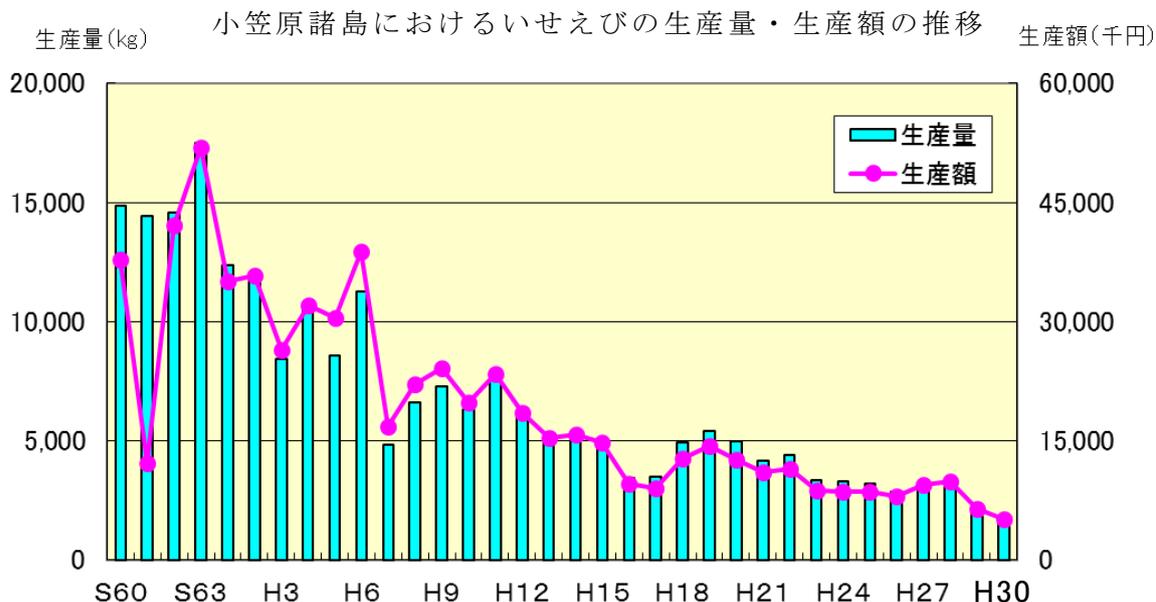
年により生産量に変動があることも、いせえび資源の特徴である。



一方、小笠原諸島においても、磯根資源の中で重要な位置を占め、第1種共同漁業権に基づき、いせえびかご漁業で漁獲されている。

生産量は、昭和50年代には3.5～7トンであったが、昭和60年代～平成のはじ

めは 10～17 トンと増加し、近年は 3 トン前後で推移してきたが、平成 30 年は 2 トンを割り込んだ。



(2) 資源管理目標

いせえび資源は定着性の磯根資源であることから、漁獲努力の増大によっては、資源に大きな影響を与える可能性があるため、現状の資源を維持・増大することを目標とする。

(3) 資源管理措置

①いせえび刺網漁業

漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 禁漁期間の設定
- 体長又は体重制限

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している漁具の制限、漁獲量の制限（総量制限又は個人毎の制限）、禁漁区域の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

②いせえびかご漁業

漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 禁漁期間の設定
- 漁獲量の総量制限

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している漁具の制限、禁

漁区域の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

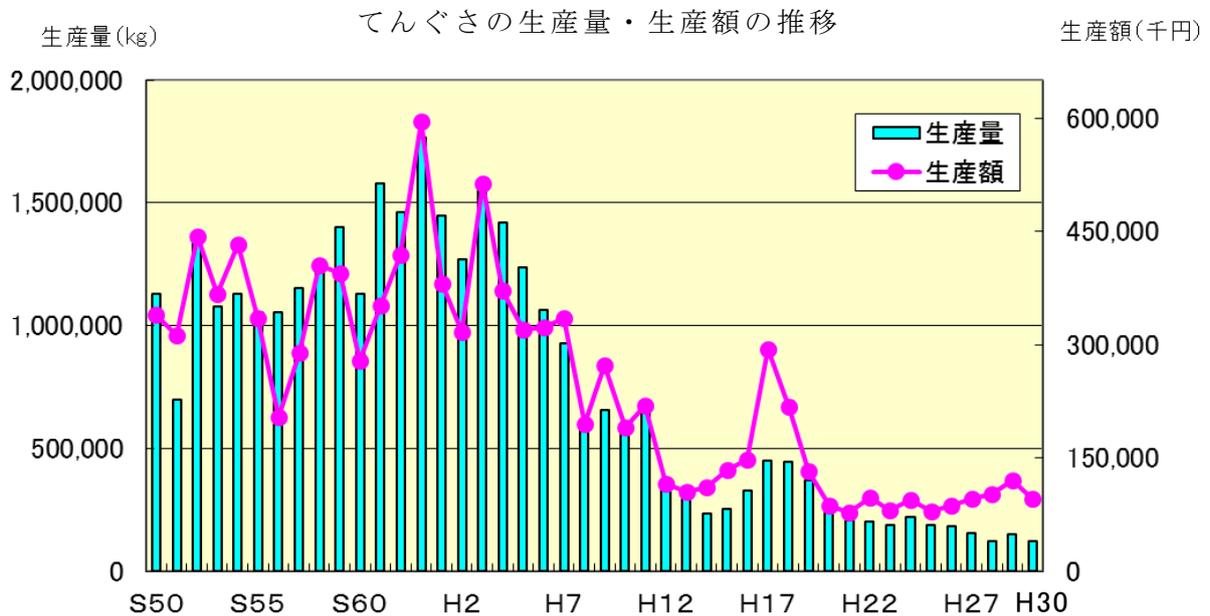
3. てんぐさ

(1) 資源及び漁業の状況

てんぐさは、伊豆諸島の大島から三宅島までの各地区の磯根資源の中で重要な位置を占め、第1種共同漁業権に基づき、採介藻漁業で漁獲されている。

生産量は、昭和50～60年代には1,000～1,700トンであったが、近年は120～150トンで推移している。

黒潮流路の変動や海水温の上昇等による海況の変動が生産量に影響し、八丈島では、昭和63年には667トンあった生産量が50トン以下から1トンを下回る年もあり、他の地区においても、年による漁獲量の変動が大きくなっている。



(2) 資源管理目標

現状の資源水準を維持する。

(3) 資源管理措置

①採藻漁業

漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○禁漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している漁場の造成、保護区域の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

○禁漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している小型魚採捕の自粛等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

5. きんめだい

(1) 資源及び漁業の状況

きんめだいは、伊豆諸島の大島から八丈島までのすべての漁業者に重要な魚種であり、漁法は主に底魚一本釣り漁業で、漁業者の3分の2以上の者が従事している。

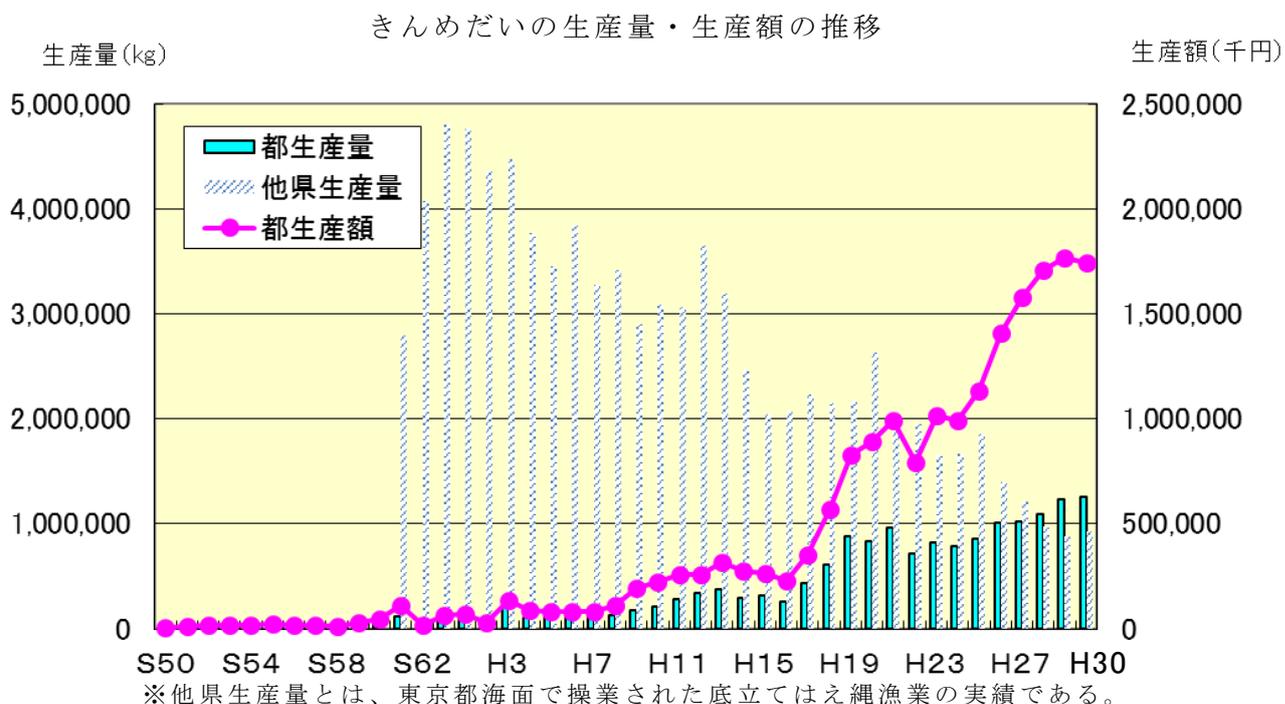
伊豆諸島の漁業者は、きんめだい資源を重要な資源と位置づけ、管理を行っていた。その結果、生産量は300トン程度で推移していたが、近年、他の魚類資源が減少しているために、依存度が増え、平成30年には1,253トンとなっている。

一方、伊豆諸島海域は入会漁場となっており、昭和53年頃から始まった他県漁船による底立てはえ縄漁業での漁獲量は、昭和60年代前半には5,000トン近い生産量あったが徐々に減少し、平成28年以降は1,000トンを割り込み、東京都の生産量を下回っている。

また、他県の一本釣り漁業による夜間操業等、さまざまな漁獲圧力が加わっている。

これまで、日本近海のきんめだい資源は「中位横ばい」にあると考えられていたが、平成28年の国の資源評価ではきんめだい太平洋系群の資源評価では、資源水準は「低位」、資源の動向は「減少」とされた。

このため、漁獲努力量の3割以上の削減が求められている。



(2) 資源管理目標

ここ数年、地元の漁業者の間で魚体の小型化が指摘される等、資源の減少が憂慮されており、伊豆諸島海域におけるきんめだい資源は、東京都漁業者の総意として、将来にわたって有効活用するために、従来にもまして資源管理に取り組む必要がある重要な水産資源として位置づけられている。

このため、適切な資源管理を実施し、資源の保護を図ることを目的とする。

(3) 資源管理措置

①底魚一本釣り漁業

漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○禁漁期間の設定

○体長制限

また、上記の措置のほか、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会に積極的に参加するとともに、これまでに太平洋南部キンメダイ回復計画（平成19年3月29日公表、平成23年度末終了）及び東京都資源管理計画（平成19年1月策定）等で各地区毎に実施している夜間操業の禁止、小型魚主体の漁場での操業自粛、きんめだい樽流し漁法の禁止、餌に関する使用禁止、漁具の制限等の措置についても、引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

②底立てはえ縄漁業

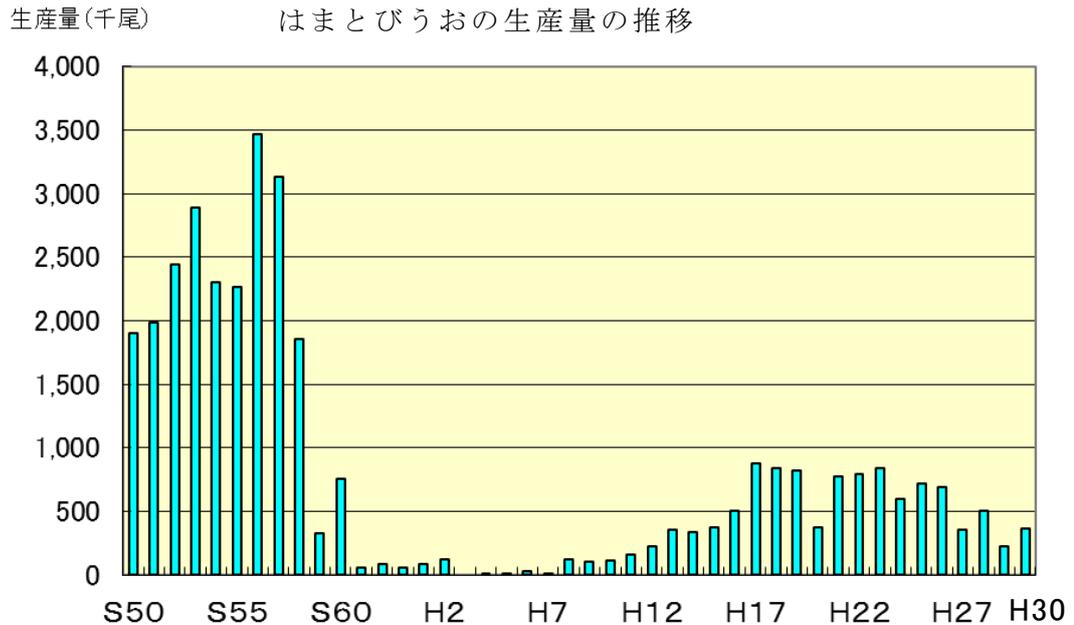
漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、これまでに太平洋南部キンメダイ回復計画（平成19年3月29日公表、平成23年度末終了）及び東京都資源管理計画（平成19年1月策定）等で各地区毎に実施している産卵期における操業の自粛等について、引き続き取り組み、資源の回復を図っていくこととする。

6. はまとびうお

(1) 資源及び漁業の状況

はまとびうおは、昭和30年代に伊豆諸島全体で800万尾を越す水揚げがあったが、昭和60年代に入り生産量が激減し、平成3年には生産量が皆無となった。

このため、平成13年より漁獲可能量制度を取り入れた都独自の資源管理制度（以下「都TAC」という）に基づき、資源管理を開始した結果、資源の回復傾向が見られ、漁獲量は、年により変動はあるものの、平成17年から平成26年の間は80万尾前後で推移してきたが、再び減少傾向となり、平成29二円は20万尾台に減少した。



(2) 資源管理目標

現在の資源水準と漁獲量を堅持するとともに、今後、更に資源量と漁獲量の増加がみこめるよう、再生産に必要な産卵親魚量を余裕をもって残すことを中心に、資源管理を行うことを目標とする。

(3) 資源管理措置

①とびうお流し刺し網漁業

漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲量の総量制限（区域の総漁獲量の上限設定）
- 漁具の制限（網目サイズの制限）

また、上記の措置のほか、都 TAC を継続し、都全体の年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限の設定を行うとともに、これまでに各地区毎に実施している保護区域の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

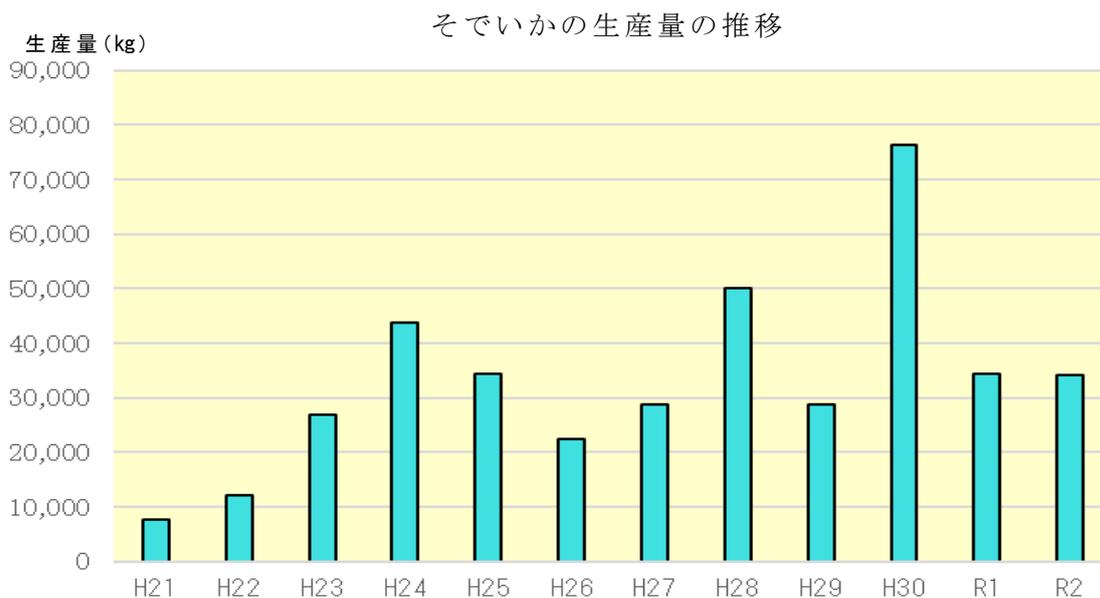
7 そでいか

(1) 資源及び漁業の状況

そでいかは小笠原諸島において、平成5年ごろから漁獲が主に立て縄漁業で漁獲され、めかじきやはまだいなどに次ぐ重要な魚種となっている。

漁獲量は、平成21年は約7トンであったが、その後、増加傾向にあり、年により変動はあるものの、30～40トン前後で推移している。

これまでの漁獲の状況から資源は安定しているものと考えられる。



(2) 資源管理目標

現在の資源水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

①そでいか漁業

漁業調整規則及び東京海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 禁漁期間の設定

【漁業種類別資源管理】

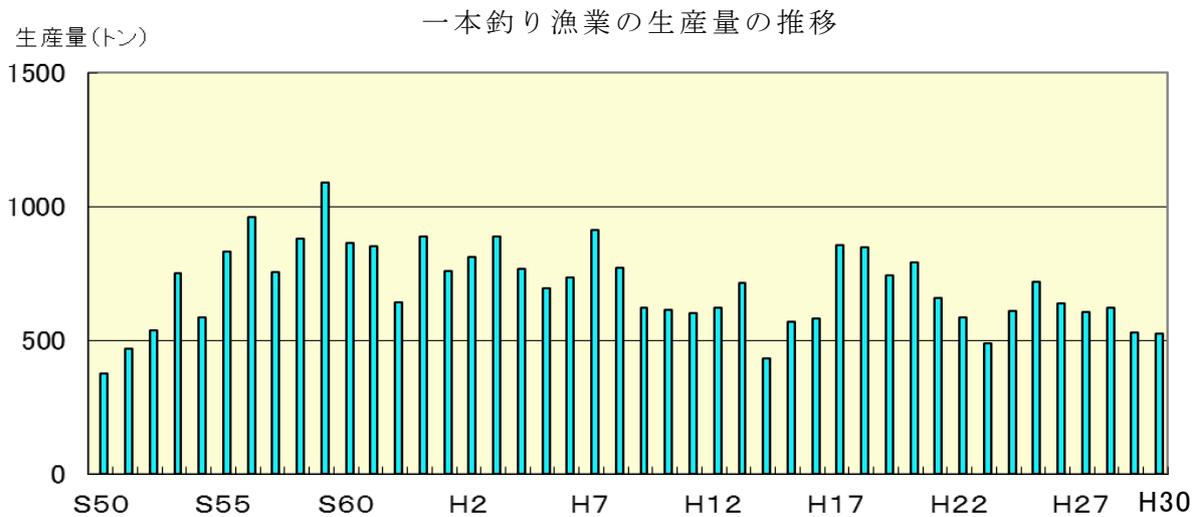
1. 一本釣り漁業

(1) 漁獲の状況

一本釣り漁業（きんめだいを対象とした底魚一本釣り漁業を除く）は、伊豆諸島・小笠原諸島において古くから操業されている主要漁法のひとつである。

生産量は **500 トン前後** で推移しており、伊豆諸島・小笠原諸島全体の生産量に占める漁法別の生産量の割合は 10～20% で安定している。

はまだい、ひめだい、はた類、めだい、むつ類、かんぱち、ひらまさ、あおだい等が主な対象魚種である。



(2) 資源管理措置

① 小笠原地区

ア めかじきを対象とした一本釣り漁業（立て縄漁業）

資源の状況は安定しているが、この状況を維持するために、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 体長制限
- 漁具の制限（立て縄漁具の使用数の制限）

イ その他の魚種を対象とした一本釣り漁業

資源の状況は安定しているが、この状況を維持するために、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまでに各地区毎に実施している体長制限等の措

置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

②その他の地区

資源の状況は安定しているが、この状況を維持するために、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○禁漁期間の設定

2. 小型定置網漁業

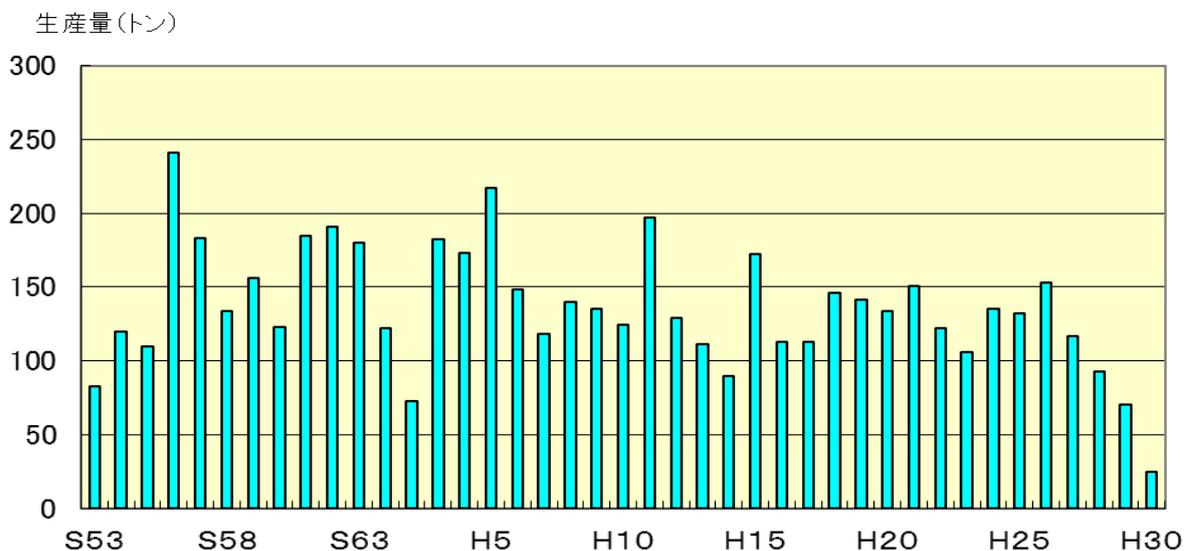
(1) 漁獲の状況

島しょ海域においては、昭和 51 年から主に伊豆諸島北部海域において、操業が行われている。

定置網漁業は、近場に漁場があり、操業が比較的短時間であることから、地域雇用の創出や地元への魚類供給等メリットがある一方で、多額な初期投資が必要なことや波浪の影響を強く受けることから設置に適した場所が限られる等、管理面でのリスクも大きい。

生産量は、黒潮等の海況の影響を大きく受け、年による変動が大きくなっている。

小型定置網漁業の生産量の推移



(2) 資源管理措置

現在の状況を維持するため、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

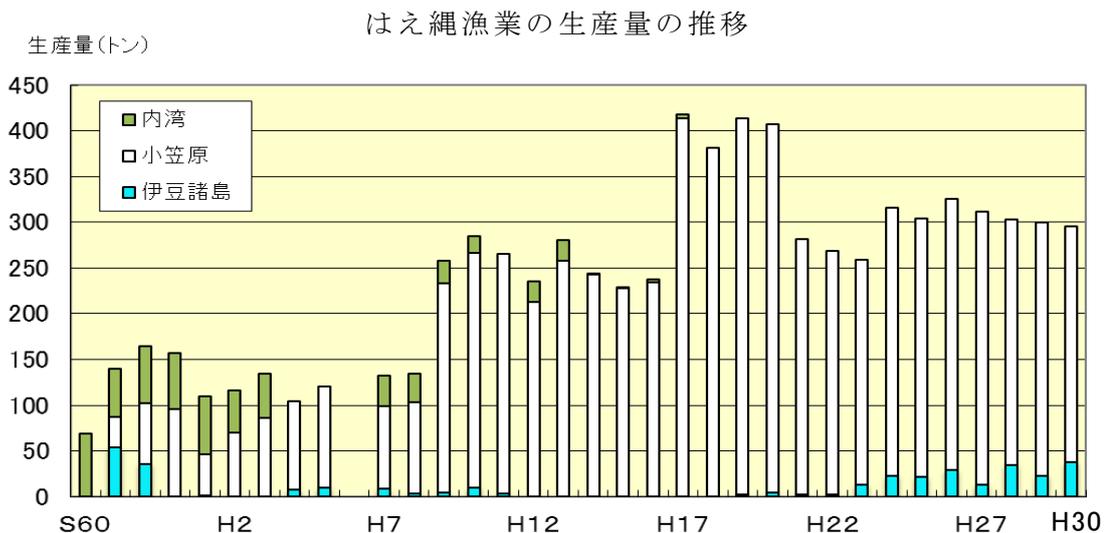
○禁漁期間（網上げを行う）の設定

3. はえ縄漁業

(1) 漁獲の状況

はえ縄漁業は、島しょ海域では、マグロ類、カジキなどを対象とし、内湾海域ではハゼなどを主な漁獲対象としている。近年の漁獲動向は 300 トン前後 で推移している。

はえ縄漁業は、海域別に操業の形態が異なり、かつ知事許可及び東京海区漁業調整委員会の承認等に基づき多種多様な魚種を漁獲する漁法の特徴から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。



(2) 資源管理措置

現在の状況を維持するため、漁業調整規則、東京海区漁業調整委員会の指示を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

また、太平洋クロマグロは資源水準の低下が顕著となっているため、資源の回復に向けて、資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

第3 その他

1. 履行確認について

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について、各関係漁業者は誠実に履行することが必要である。

については、東京都、東京都漁業協同組合連合会、漁業共済組合等の職員で構成される東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

2. その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者が自主的に行っている資源管理

についても引き続き実施するものとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取り組みに積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

また、本指針に基づいて策定し、都の承認を受けた資源管理計画の内容を変更した場合には、速やかに、都の変更承認を受けなければならない。

(別紙)

資源管理措置		履行確認手段
禁漁期間の設定	てんぐさ	地区指導員の操業確認書
	小型定置網漁業	各経営者作成の網上げ網入れの作業日誌の写し及び作業写真
	その他	操業日及び魚種が明記された伝票・精算書の写し又は集計表
殻長・体長・体重の制限		個人の特定が可能であり、かつ、魚種及び規格が明記された伝票・精算書の写し又は集計表
漁具の制限		船名及び漁具の全体像が撮影された写真 (漁船と漁具との関係が明確にわかるもの)
漁獲量の総量制限		操業日、魚種及び生産量が明記された伝票・精算書の写し又は集計表